

# 引継ぎ準備支援補助金

宮崎市内の中小企業者で、  
事業承継・M&A（売却）を予定されている方に対して、  
引継ぎ準備にかかる費用の一部を補助します。

## 1. 補助対象者

市内に本社を置き、かつ市内で事業を営む方であって、  
事業承継・M&A（売却）を実施しようとする中小企業者

## 2. 補助要件

- ① 支援機関（右記参照）のいずれかの支援を受けたうえで、  
専門事業者と契約するもの
- ② 事業承継・M&Aに係る業務委託等の契約前であること  
※補助金の交付決定通知（申請から4週間程度）後に契約すること
- ③ 市税を滞納していないこと（法人及び代表者）
- ④ 正社員を雇用しており、原則引き続き雇用を確保すること  
※他にも要件がありますので、詳しくは、下記にお問合わせ  
いただくか、宮崎市ホームページをご覧ください。

## 3. 補助内容

### 補助率2/3以内 補助上限60万円

事業承継、M&Aにかかる以下の費用の一部を補助します。

- ① 弁護士、税理士などのマッチングコーディネーター、  
民間金融機関、民間M&A仲介業者等との委託契約にかかる経費
- ② 企業価値評価に要する経費
- ③ 事業引継ぎに係る資料作成  
※経費の総額が30万円未満の場合は、補助対象外となります。  
※ただし、NPO法人の事業承継については、  
補助率1/3以内 補助上限30万円

## 4. 募集期間

令和5年4月3日（月）～令和6年1月31日（水）

※ただし、予算額に達し次第締め切ります。

## <手続きの流れ>

### ① 支援機関に依頼

【支援機関】

宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、  
（株）宮崎銀行、（株）宮崎太陽銀行、  
宮崎第一信用金庫、  
（株）日本政策金融公庫宮崎支店



### ② 補助金の交付申請を行う

【申請先】

宮崎市 観光商工部 産業政策課



市から交付決定通知が届く

### ③ 専門事業者と契約を結ぶ

事業承継等の手続きを開始



### ④ 実績報告書の提出



市から交付確定通知が届く

### ⑤ 補助金の請求

市から補助金の支払

### 【お問い合わせ先】

宮崎市 観光商工部 産業政策課

TEL 0985-21-1792 Fax 0985-28-6572

（裏面へ）

## 引継ぎ準備支援補助金 申請の際の注意点

○令和5年度から、親族内承継についても、第三者承継と同様の補助（補助率2/3以内、補助上限額60万円）を行います。

※ただし、NPO法人にかかる事業承継についてはこれまでどおり（補助率1/3以内、補助上限30万円）となっております。

○必ず事前に支援機関にご相談のうえ、交付申請をお願いします。

○交付申請書と併せて、本市財務システムに登録するため、「相手方登録申出書」を提出してください。

○事業完了後、実績報告の際には「請求書」の提出も忘れずお願いします。

○事業実施に当たっては、本市の交付決定日以降に実施するようお願いします。交付決定日より前に実施したものについては補助対象外となりますのでご注意ください。

○補助金を受領後、最終合意契約が締結されるか、又は5年間は「取組状況報告書（様式第8号）」の提出が必要です。

※毎年2月中に申請者本人か、支援機関いずれかにより提出をお願いします。

○申請書類等は本市ホームページからダウンロードをお願いします。